特殊法人、独立行政法人等における
自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の
設置状況等に関する実態調査

結果報告書

平成 27 年 7 月

北海道管区行政評価局

前　書　き

平成 16 年７月に一定の条件の下での非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ：Automated External Defibrillator。以下「ＡＥＤ」という。）の使用が認められてから 10 年以上が経過し、国内のＡＥＤの設置台数は飛躍的に増加している。全国のＡＥＤの設置台数について、網羅的に把握されたデータはないが、公益財団法人日本心臓財団のホームページによると、平成 16 年７月以降 24 年 12 月までの我が国におけるＡＥＤの販売累計台数は、44 万 7,818 台であり、このうち、医療機関又は消防機関に設置されているものを除く公共施設などに設置され、一般市民が使用できるＡＥＤ（ＰＡＤ： Public Access Defibrillation）が 35 万 2,087 台（78.6％）とされている。

一方、総務省消防庁の「平成 26 年版救急救助の現況」（平成 26 年 12 月 19 日）によると、全国において一般市民により除細動が実施された症例数は、心原性により心肺機能が停止した時点が一般市民により目撃された症例２万 5,469 件の 3.6％に当たる 907 件となっており、一般市民による応急手当の一層の普及が望まれる状況にある。

厚生労働省は、平成 25 年９月 27 日に、ＡＥＤの設置施設や配置に関する指針として、「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表している。ガイドラインでは、ＡＥＤの円滑な利用を促し、病院外心停止の救命を促進することを目的として、一般市民が使用するＡＥＤの設置施設の具体例、施設内での配置方法、管理と設置情報の公開、使用に関する教育・訓練の重要性等が示されている。また、厚生労働省は、国の行政機関等が設置、管理するＡＥＤについて、各府省庁等に対し、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年４月 16 日付け医政局長及び医薬食品局長通知）等により、適切な管理等の徹底を要請するとともに、関係団体に対しても当該通知の内容を周知するよう依頼している。

このようなことから、当局では、平成 26 年 12 月から 27 年３月にかけ、北海道内に所在する国の全行政機関等における一般市民の利用も想定されているＡＥＤの設置、維持管理状況等について調査し、これらの機関内のＡＥＤの設置場所等の情報を一覧にして公表するとともに、関係機関に対して、ＡＥＤに関する講習の実施や維持管理について、改善意見を通知したところである。

北海道内には、平成 27 年４月１日現在、16 の特殊法人、33 の独立行政法人、11 の国立大学法人及び日本司法支援センターが支店、事務所、施設等を設置しており、この中には、来訪者や利用者が多いところもあることから、国の行政機関に加え、これらの法人が設置又は管理するＡＥＤの設置情報を網羅的に把握し、これを一覧にして公表することは、ＡＥＤの円滑な利用の促進に有効であると考えられる。

この調査は、ＡＥＤを使用した応急手当の一層の普及を推進する観点から、国の行政機関に対する調査に続き、北海道内に支店、事務所、施設等を有する特殊法人、独立行政法人、国立大学法人及び日本司法支援センターにおけるＡＥＤの設置状況等の実態を調査することにより、ＡＥＤの設置情報等の一層の充実を図るために実施したものである。

目　　　次

図 表 目 次

第１　調査の目的等

１　目的

この調査は、ＡＥＤを使用した応急手当の一層の普及を推進する観点から、北海道内に支店、事務所、施設等を有する特殊法人、独立行政法人、国立大学法人及び日本司法支援センターにおけるＡＥＤの設置状況等の実態を書面調査により把握し、ＡＥＤの設置情報等の一層の充実を図るために実施したものである。

２　調査対象機関

61 法人 155 機関 1,699 施設（北海道内に支店、事務所、施設等を有する全ての特殊法人、独立行政法人、国立大学法人及び日本司法支援センター（平成 27 年５月１日現在））（次ページの表参照）

（注）　本報告書においては、法人が北海道内に単独で施設等を設置している組織、北海道内に設置される支店、事務所、施設等の上部機能を持つ組織のほか、大学のキャンパスを「機関」と称し、法人が北海道内に設置する支店、事務所、施設等の最小単位を表す場合は、「施設」と称している。

３　担当部局

北海道管区行政評価局第一部第一評価監視官

４　実施時期

平成 27 年４月～７月

表　調査対象とした特殊法人、独立行政法人等一覧

区分	法人番号	法人名	機関番号	機関名	機関内施設等数
特殊法人	1	東日本電信電話株式会社	1	北海道事業部	1
			2	ＮＴＴ東日本札幌病院	1
	2	日本放送協会	3	札幌放送局	1
			4	函館放送局	1
			5	旭川放送局	1
			6	帯広放送局	1
			7	釧路放送局	1
			8	北見放送局	1
			9	室蘭放送局	1
	3	日本郵政株式会社	10	札幌逓信病院	1
			11	かんぽの宿 小樽	1
	4	日本郵便株式会社	12	北海道支社	1,211
	5	日本たばこ産業株式会社	13	北海道支社	1
	6	株式会社日本政策金融公庫	14	札幌支店	1
			15	札幌北支店	1
			16	函館支店	1
			17	小樽支店	1
			18	旭川支店	1
			19	室蘭支店	1
			20	釧路支店	1
			21	帯広支店	1
			22	北見支店	1
	7	株式会社日本政策投資銀行	23	北海道支店	3
	8	日本私立学校振興・共済事業団	24	北海道会館「札幌ガーデンパレス」	1
	9	放送大学学園	25	放送大学北海道学習センター	2
	10	日本年金機構	26	北海道ブロック本部	19
	11	日本中央競馬会	27	札幌競馬場	1
			28	函館競馬場	1
			29	ウインズ札幌	2
			30	ウインズ釧路	1
			31	日高育成牧場	1
	12	株式会社商工組合中央金庫	32	札幌支店	1
			33	函館支店	1
			34	帯広支店	2
			35	旭川支店	1
	13	北海道旅客鉄道株式会社	36	北海道旅客鉄道株式会社	121
	14	日本貨物鉄道株式会社	37	北海道支社	24
	15	東日本高速道路株式会社	38	北海道支社	108
	16	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	39	北海道ＰＣＢ処理事業所	3
独立行政法人	17	北方領土問題対策協会	40	札幌事務所	5
	18	国際協力機構	41	北海道国際センター（札幌）	1
			42	北海道国際センター（帯広）	1
	19	国立青少年教育振興機構	43	国立大雪青少年交流の家	1
			44	国立日高青少年自然の家	1
	20	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	45	大樹航空宇宙実験場	1
	21	日本学生支援機構	46	北海道支部	1
	22	国立高等専門学校機構	47	函館工業高等専門学校	1
			48	苫小牧工業高等専門学校	1
			49	釧路工業高等専門学校	1
			50	旭川工業高等専門学校	1
	23	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	51	幌延深地層研究センター	7
	24	勤労者退職金共済機構	52	建設業退職金共済事業本部北海道支部	1
			53	清酒製造業退職金共済事業本部北海道支部	1
			54	林業退職金共済事業本部北海道支部	1
	25	高齢・障害・求職者雇用支援機構	55	北海道支部	7
	26	労働者健康福祉機構	56	北海道中央労災病院	1
			57	北海道中央労災病院せき損センター	1
			58	釧路労災病院	1
			59	北海道産業保健総合支援センター	1
			60	釧路労災看護専門学校	1

区分	法人番号	法人名	機関番号	機関名	機関内施設等数
独立行政法人	27	国立病院機構	61	北海道がんセンター	1
			62	北海道医療センター	1
			63	北海道医療センター附属札幌看護学校	1
			64	函館病院	1
			65	旭川医療センター	1
			66	帯広病院	1
			67	八雲病院	1
	28	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	68	薬用植物資源研究センター北海道研究部	1
	29	地域医療機能推進機構	69	北海道病院	1
			70	札幌北辰病院	1
			71	登別病院	1
	30	農林水産消費安全技術センター	72	札幌センター	2
	31	種苗管理センター	73	北海道中央農場	2
			74	胆振農場	1
			75	十勝農場	1
	32	家畜改良センター	76	新冠牧場	1
			77	十勝牧場	1
	33	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	78	北海道農業研究センター	3
			79	動物衛生研究所北海道支所	1
	34	国立研究開発法人森林総合研究所	80	北海道支所	1
			81	林木育種センター北海道育種場	1
			82	森林整備センター東北北海道整備局札幌水源林整備事務所	1
	35	国立研究開発法人水産総合研究センター	83	北海道区水産研究所	16
	36	農畜産業振興機構	84	札幌事務所	1
	37	国立研究開発法人産業技術総合研究所	85	北海道センター	2
	38	製品評価技術基盤機構	86	北海道支所	1
	39	日本貿易振興機構	87	北海道貿易情報センター	4
	40	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	88	苫小牧東部国家石油備蓄基地事務所	1
			89	北海道鉱害防止支援・地熱開発事務所	1
	41	中小企業基盤整備機構	90	北海道本部	6
	42	国立研究開発法人土木研究所	91	寒地土木研究所	3
	43	海技教育機構	92	国立小樽海上技術学校	1
	44	航空大学校	93	帯広分校	1
	45	自動車検査独立行政法人	94	北海道検査部	7
	46	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	95	鉄道建設本部北海道新幹線建設局	1
	47	自動車事故対策機構	96	札幌主管支所	4
	48	都市再生機構	97	札幌都市再生事務所	1
	49	住宅金融支援機構	98	北海道支店	1
国立大学法人	50	北海道大学	99	札幌キャンパス	1
			100	函館キャンパス	1
			101	北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション植物園	1
			102	北海道地区国立大学大滝セミナーハウス	1
			103	北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション静内研究牧場	1
			104	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション七飯淡水実験所	1
			105	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部	1
			106	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部中川研究林	1
			107	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション洞爺臨湖実験所	1
			108	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部雨龍研究林	1
			109	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション臼尻水産実験所	1
			110	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部天塩研究林	1
			111	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所	1
			112	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション室蘭臨海実験所	1
			113	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部苫小牧研究林	1

区分	法人番号	法人名	機関番号	機関名	機関内施設等数
国立大学法人	50（再掲）	北海道大学（再掲）	114	北方生物圏フィールド科学センター生態系変動解析分野	1
			115	北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部檜山研究林	1
			116	北方生物圏フィールド科学センター耕地圏ステーション生物生産研究農場余市果樹園	1
			117	北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション忍路臨海実験所	1
			118	文学研究科・文学部二風谷研究室	1
			119	文学研究科・文学部斜里研究室	1
			120	北晨寮・ゲストハウスおしょろ	1
			121	理学研究院附属地震火山研究観測センター有珠火山観測所	1
	51	北海道教育大学	122	札幌校	2
			123	函館校	1
			124	旭川校	1
			125	釧路校	1
			126	岩見沢校	1
			127	附属函館幼稚園	1
			128	附属旭川幼稚園	1
			129	附属札幌小学校	1
			130	附属函館小学校	1
			131	附属旭川小学校	1
			132	附属釧路小学校	1
			133	附属札幌中学校	1
			134	附属函館中学校	1
			135	附属旭川中学校	1
			136	附属釧路中学校	1
			137	附属札幌小学校・中学校特別支援学級	1
			138	附属特別支援学校	1
	52	室蘭工業大学	139	室蘭工業大学	1
	53	小樽商科大学	140	小樽商科大学	2
	54	帯広畜産大学	141	帯広畜産大学	1
	55	旭川医科大学	142	旭川医科大学	1
	56	北見工業大学	143	北見工業大学	1
			144	屈斜路研修所	1
	57	東京大学	145	大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林	1
			146	大学院人文社会系研究科附属北海文化研究常呂実習施設	1
	58	名古屋大学	147	太陽地球環境研究所ジオスペース研究センター母子里観測所	1
			148	太陽地球環境研究所ジオスペース研究センター陸別観測所	1
	59	京都大学	149	フィールド科学教育研究センター北海道研究林（標茶区）	1
			150	フィールド科学教育研究センター北海道研究林（白糠区）	1
	60	九州大学	151	農学部附属演習林北海道演習林	1
	61	日本司法支援センター	152	札幌地方事務所	1
			153	函館地方事務所	3
			154	旭川地方事務所	1
			155	釧路地方事務所	1
	61法人のうち ＡＥＤ設置46法人 ＡＥＤ未設置15法人		155機関のうち ＡＥＤ設置113機関 ＡＥＤ未設置42機関	1，699施設のうち ＡＥＤ設置258施設 ＡＥＤ未設置1，441施設	合計 1，699施設

第２　ＡＥＤの設置状況等に関する実態調査結果

１　特殊法人、独立行政法人等におけるＡＥＤの設置状況等

調査結果等	説明図表番号
【制度の概要、調査の目的等】 　自動体外式除細動器（ＡＥＤ：Automated External Defibrillator。以下「ＡＥＤ」という。）は、心肺停止者が発生した場合に使用されることでその後の救命や社会復帰の点で優れた効果があるとされている医療機器である。総務省消防庁の「平成 26 年版救急・救助の現況」によると、全国において一般市民によりＡＥＤを使用して除細動が行われた症例数は年々増加しており、心原性により心肺機能が停止した時点が一般市民により目撃された症例２万 5,469 件のうちの 3.6％に当たる 907 件が一般市民により除細動が行われている。また、心原性心肺機能停止となった傷病者に対して、一般市民によりＡＥＤを使用して除細動が行われた場合の１か月後の生存率は 50.2％であり、除細動が行われなかった場合の生存率 10.5％と比べて 4.8 倍高くなっている。１か月後の社会復帰率についても、除細動が実施された場合は 42.8％であり、除細動が実施されなかった場合の社会復帰率 6.5％と比べて 6.6 倍高くなっている。	図表１－① 図表１－②
厚生労働省は、平成 16 年７月１日に、救命の現場に居合わせた一般市民がＡＥＤを使用しても医師法（昭和 23 年法律第 201 号）違反にはならないことを示しており（平成 16 年７月１日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年９月 21 日改正）、それ以降、ＡＥＤの設置台数は飛躍的に増加しているとみられる。 　また、ＡＥＤの設置施設や配置については、具体的で根拠のある基準が示されていなかったが、厚生労働省は、平成 25 年９月 27 日に、一般市民が使用することを目的としたＡＥＤの設置施設や配置に関する指針として、「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を公表している。ガイドラインでは、ＡＥＤの円滑な利用を促し、病院外心停止の救命を促進することを目的として、一般市民が使用するＡＥＤの設置施設の具体例、施設内での配置方法、管理と設置情報の公開、使用に関する教育・訓練の重要性等が示されている。	図表１－③
全国のＡＥＤの設置台数については、網羅的に把握されたデータはないが、公益財団法人日本心臓財団のホームページによると、平成 16 年７月以降 24 年 12 月までの我が国におけるＡＥＤの販売累計台数は 44 万 7,818 台であり、このうち、医療機関又は消防機関に設置されているものを除く公共施設などに設置され一般市民が使用できるＡＥＤ（ＰＡＤ： Public Access Defibrillation）が 35 万 2,087 台（78.6％）とされている。しかし、特殊法人や独立行政法人などの施設等に設置されているＡＥＤについては、厚生労働省がＡＥＤの設置者に求めている一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）への登録から漏れているものがあり、設置場所等の情報の提供状況は必ずしも十分でない。 　このような状況を踏まえ、心肺停止者が発生した場合に来訪者等の一般市民が迅速にＡＥＤを使用できるよう、不特定多数の者が利用する施設の一つである特殊法人や	図表１－④

独立行政法人などの施設等におけるＡＥＤの設置場所等の情報を網羅した一覧表を作成、公表し、来訪者等の一般市民や消防機関に対して提供することは有効と考えられる。 当局では、平成 26 年 12 月から 27 年３月にかけ、北海道内に所在する国の全行政機関等におけるＡＥＤの設置状況等について調査し、これらのＡＥＤの設置場所等の情報を一覧にして公表したところである。今回、これに引き続き、北海道内に支店、事務所、施設等を有する特殊法人、独立行政法人、国立大学法人及び日本司法支援センター（以下「特殊法人、独立行政法人等」という。）が設置又は管理する全てのＡＥＤの設置状況等について、書面調査により把握し、これらのＡＥＤの設置場所、使用可能時間等の情報を一覧表（地域別、法人別）として公表することとした。 これにより、北海道内の国の行政機関及び国に関係する法人におけるＡＥＤの設置情報が充実し、一般市民や消防機関のＡＥＤへのアクセス向上に一層寄与されるものと考えられる。 **【調査結果】** 平成 27 年５月１日現在、北海道内に施設等を有する特殊法人、独立行政法人等 61 法人 155 機関 1,699 施設のうち、46 法人 113 機関 258 施設において、合計 528 台のＡＥＤが設置されており、その内訳は以下のとおりである。	
⑴　特殊法人 北海道内には、16 法人の下部組織として 39 機関 1,524 施設が所在している(注)。このうち、14 法人 28 機関 156 施設が自ら設置又は管理するＡＥＤを設置しており、その台数は 207 台となっている。 (注)北海道旅客鉄道株式会社は、本社も機関及び施設として計上。 **⑵　独立行政法人（日本司法支援センターを含む。）** 北海道内には、34 の独立行政法人が 63 の機関、120 の施設を設置している。このうち、22 法人 44 機関 61 施設が自ら設置又は管理するＡＥＤを設置しており、その台数は 124 台となっている。 **⑶　国立大学法人** 北海道内には、11 の国立大学法人が 53 の機関、55 の施設を設置している。このうち、10 国立大学法人 41 機関 41 施設が自ら設置又は管理するＡＥＤを設置しており、その台数は 197 台となっている。	図表１－⑤
なお、今回、平成 24 年４月１日から 27 年４月 30 日までの間における上記 528 台のＡＥＤの使用実績について調査したところ、15 施設で延べ 36 人に対してＡＥＤが使用されており、このうち９人が救命されている。 当局が把握した 36 人に対する使用実績のうち、少なくとも３人はＡＥＤの設置施設付近で心肺停止状態となった通行人等に対して使用されていることからも、これらの施設に設置されているＡＥＤは、設置施設にとどまらず、設置施設周辺の地域にお	図表１－⑥

ける救命に重要な役割を果たしている面もある。 　このように、ＡＥＤは、心肺停止者に対して一般市民が使用できる有効な救命機器であることから、広く一般市民等に対して設置情報を周知するとともに、ＡＥＤが緊急時に正しく使用され、かつ、正常に作動させるためには、ＡＥＤを設置又は管理する者によるＡＥＤの使用に関する教育・訓練や日常における適切な管理が非常に重要であると考えられる。	

図表１－①　心原性でかつ一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による心肺蘇生が行われたもの及び一般市民によるＡＥＤを使用した除細動が行われたものの推移

（単位：件（人）、％）

区分＼年	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25
心原性でかつ一部市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例　（A）	17,882	18,897	19,707	20,769	21,112	22,463	23,296	23,797	25,469
うち一般市民による心肺蘇生が行われたもの　（B）	**7,335**	**8,108**	**9,376**	**9,970**	**10,834**	**11,195**	**11,536**	**12,248**	**13,015**
（B/A）	**41.0**	**42.9**	**47.6**	**48.0**	**51.3**	**49.8**	**49.5**	**51.5**	**51.1**
うち一般市民によるＡＥＤを使用した除細動が行われたもの　（C）	**46**	**144**	**287**	**429**	**583**	**667**	**738**	**881**	**907**
（C/A）	**0.3**	**0.8**	**1.5**	**2.1**	**2.8**	**3.0**	**3.2**	**3.7**	**3.6**
うち一般市民による心肺蘇生が行われなかったもの（不明を含む。）（D）	10,547	10,789	10,331	10,799	10,278	11,268	11,760	11,549	12,454
（D/A）	59.0	57.1	52.4	52.0	48.7	50.2	50.5	48.5	48.9

（注）　「平成 26 年版救急・救助の現況」（総務省消防庁）に基づき当局が作成。

図表１－②　心原性でかつ一般市民により心原性心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による除細動が行われたものの１か月後の生存率及び１か月後の社会復帰率（平成 25 年）

（単位：症例、％）

心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例数	25,469（a）	１か月後生存（ｂ）（生存率　b/a）	１か月後社会復帰（c）（社会復帰率　c/a）
うち一般市民により除細動が実施された症例数	907 (100)	**455** **(50.2)**	**388** **(42.8)**
うち一般市民により除細動が実施されなかった（適応でなかった）症例数	24,562 (100)	2,580 (10.5)	1,587 (6.5)

（注）１　「平成 26 年版救急・救助の現況」（総務省消防庁）に基づき当局が作成。
　　　２　社会復帰率とは、全身機能カテゴリー（ＯＰＣ：脳及び脳以外の状態を類別し、身体全体としての機能を評価する分類）及び脳機能カテゴリー（ＣＰＣ：脳に関する機能を評価する分類）が共に１（機能良好）又は２（中程度障害）であったものの割合である。

図表１－③　「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成 16 年７月１日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年９月 21 日改正）（抜粋）

（非医療従事者によるＡＥＤの使用について）
　救命の現場に居合わせた一般市民がＡＥＤを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 17 条違反にはならないものと考えられる。

（注）　下線は当局が付した。

図表１－④　ＡＥＤの販売台数の推移（累計）

（単位：台）

(年)	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０	Ｈ２１	Ｈ２２	Ｈ２３	Ｈ２４
ＰＡＤ	1,097	9,906	43,312	90,805	149,318	203,924	251,030	297,095	352,087
医療機関	5,496	15,766	26,659	36,097	50,754	60,132	67,647	75,076	83,417
消防機関	108	2,179	4,047	5,746	6,923	7,964	9,644	11,076	12,314
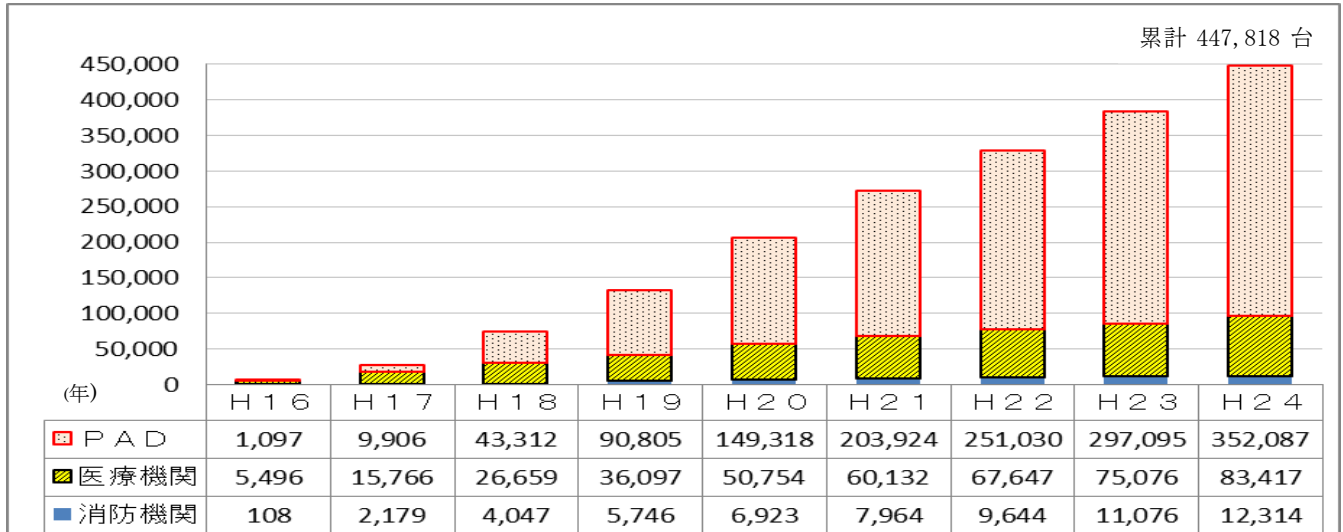
（注）　循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の分担研究報告書「ＡＥＤの普及状況に係わる研究」（平成 24 年３月）に基づき当局が作成。平成 24 年の数値は、公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

図表１－⑤　調査対象法人におけるＡＥＤの設置状況

（単位：法人、機関、施設、台、％）

法人別	区　分	設　置	未設置	合　計
特殊法人	法人数	14（87.5）	2（12.5）	16（100）
	機関数	28（71.8）	11（28.2）	39（100）
	施設数	156（10.2）	1,368（89.8）	1,524（100）
	ＡＥＤ台数	207	－	207
独立行政法人	法人数	22（64.7）	12（35.3）	34（100）
	機関数	44（69.8）	19（30.2）	63（100）
	施設数	61（50.8）	59（49.2）	120（100）
	ＡＥＤ台数	124	－	124
国立大学法人	法人数	10（90.9）	1（ 9.1）	11（100）
	機関数	41（77.4）	12（22.6）	53（100）
	施設数	41（74.5）	14（25.5）	55（100）
	ＡＥＤ台数	197	－	197
合　計	法人数	46（75.4）	15（24.6）	61（100）
	機関数	113（72.9）	42（27.1）	155（100）
	施設数	258（15.2）	1,441（84.8）	1,699（100）
	ＡＥＤ台数	528	－	528

（注）１　当局の調査結果に基づき作成。
　　　２　設置欄は、特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているＡＥＤについて計上した。
　　　３　設置状況は、平成 27 年５月１日現在。
　　　４　（　　）は、合計に対する比率。

図表１－⑥　調査対象法人におけるＡＥＤの使用状況

（単位：施設、回、人）

区分 法人別	使用実績		使用結果		
	使用施設数	使用回数	救命	死亡	生死不明
特殊法人	9	11	7	2	2
独立行政法人	4	21	1	17	3
国立大学法人	2	4	1	2	1
合　計	15	36	9	21	6

（注）１　当局の調査結果に基づき作成。
　　　２　平成 24 年４月１日から 27 年４月 30 日までの間における使用状況等である。

２　ＡＥＤの設置情報の登録、公表の有無

調査結果等	説明図表番号
【制度の概要、調査の目的等】 　財団は、ＡＥＤの設置者に対して、ＡＥＤの設置場所等に関する情報（以下「ＡＥＤ設置情報」という。）をＡＥＤの製造販売業者等を通じて財団へ登録するよう要請しており、ＡＥＤの設置者の同意の下に、財団のホームページ上で全国のＡＥＤ設置情報を公開している。 　厚生労働省は、各府省庁等に対して、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年４月 16 日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知。以下「平成 21 年通知」という。）を発出し、国の行政機関等が設置、管理するＡＥＤについて適切な管理等を徹底すること及び所管する関係団体に対して当該通知の内容について周知することを要請している。また、厚生労働省は、平成 21 年通知に添付した各都道府県知事宛ての「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（同日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知）の別紙（以下「平成 21 年通知の添付文書」という。）において、ＡＥＤ設置情報を財団に登録することの目的、意義等について、次のとおり周知している。	
①　平成 19 年以降、ＡＥＤ設置情報について製造販売業者等を通じて財団に登録するよう依頼していること。	図表２－①
②　財団は、ＡＥＤ設置情報を財団のホームページ上で公開して、地域住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要な時にＡＥＤを迅速に使用できるよう取り組んでいること。 ③　ＡＥＤに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるよう、ＡＥＤ設置情報を登録していない場合又は変更した場合は財団への登録を積極的に実施するようお願いしていること。	
さらに、厚生労働省は、同省のホームページ上においても、「ＡＥＤの適切な管理等の実施に係るＱ＆Ａ」（平成 21 年４月 16 日）及びＡＥＤの適切な管理等の実施についてまとめた資料により、地域住民や救急医療に関わる機関が必要な時に迅速に対応するために、あらかじめＡＥＤ設置情報を把握することや製造販売業者からのリコール等の安全性情報を迅速・確実に受けることが重要であるとして、ＡＥＤ設置情報を財団へ登録するよう周知、要請している。 　以上のようなＡＥＤ設置情報を財団に登録することの目的、意義等を踏まえると、特殊法人、独立行政法人等におけるＡＥＤ設置情報についても漏れることなく財団へ登録される必要がある。また、できるだけ多くの地域住民や救急医療に関わる機関がＡＥＤ設置情報を把握するためには、特殊法人、独立行政法人等がＡＥＤ設置情報を自ら公表することが望まれる。	図表２－② 図表２－③

【調査結果】

平成27年５月１日現在、特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているＡＥＤ528 台における財団へのＡＥＤ設置情報の登録及び公表の有無について調査した結果は、以下のとおりである。

(1)　ＡＥＤ設置情報の財団への登録の有無

特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているＡＥＤ528 台のうち、196台(37.1%)のＡＥＤ設置情報が財団に登録されている一方で､294台(55.7%)のＡＥＤ設置情報が財団に登録されていない（登録の有無が不明としているものは38台（7.2%)）。

図表２－④

上記294台のＡＥＤ設置情報が財団に登録されていない理由についてＡＥＤごとにみると、「登録の必要性を認識していなかった」としているものが 154 台（49.4%）と最も多く、次いで「一般市民が使用（操作）することを想定していない」としているものが 63 台（20.2%)、「上部機関からの指示がなかった」としているものが15台（4.8%）となっている。

図表２－⑤

(2)　ＡＥＤ設置情報の公表の有無

特殊法人、独立行政法人等が自ら設置又は管理しているＡＥＤ528 台から一般市民への使用を想定していない11台を除く517台のうち、254台（49.1%）のＡＥＤ設置情報が自機関又は上部機関のホームページ、自機関の広報誌等に掲載するなど何らかの方法により公表されている一方で、263 台（50.9%）のＡＥＤ設置情報が公表されていない。

図表２－⑥

上記263台のＡＥＤ設置情報が公表されていない理由についてＡＥＤごとにみると、「公表について検討していなかった」としているものが 164 台（53.8%）と最も多く、次いで、「一般市民が使用（操作）することを想定していない」としているものが 69 台（22.6%)、「上部機関からの指示がなかった」としているものが49台（16.1%）となっている。

図表２－⑦

【課題】

ＡＥＤ設置情報の登録、公表に関しては、ＡＥＤ設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、次の措置を講じることが課題となっている。

①　ＡＥＤを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等のうち、ＡＥＤ設置情報を財団へ登録していないところについて、財団へ登録すること。

②　ＡＥＤを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等のうち、ＡＥＤ設置情報を自ら公表していないところについて、公表することの可否を検討し、可能な限り公表すること。

図表２－①　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年４月 16 日付け医政発 0416001 号薬食発 0416001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

別紙　ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について

（略）

４．ＡＥＤの設置情報登録について

ＡＥＤの設置情報登録については、平成 19 年３月 30 日付け医政発第 0330007 号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、ＡＥＤの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、ＡＥＤの設置場所について公表を同意いただいた場合には、ＡＥＤの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要な時にＡＥＤが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、ＡＥＤに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、ＡＥＤを家庭や事業所内に設置している場合等では、ＡＥＤの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（以下略）

（注）　下線は当局が付した。

図表２－②　ＡＥＤの適切な管理等の実施に係るＱ＆Ａ（平成 21 年４月 16 日）（抜粋）

（略）

Q25　　ＡＥＤの設置情報は、登録しなければならないのですか。

A　　ＡＥＤは救命のために重要な医療機器です。地域の住民や救急医療に携わる機関などが、あらかじめ設置されているＡＥＤの場所を把握していると、必要な時に迅速に対応できます。

また、ＡＥＤの不具合などにより販売業者等から製品に関するリコール等の重要なお知らせが提供されることもあります。設置情報を登録していれば確実かつ迅速に情報を受け取ることが可能となりますので、ご登録ください。

なお、ＡＥＤを家庭や事業所内に設置している場合等には、ＡＥＤの設置場所に関する情報を非公開とすることが可能です。 登録の方法については、販売業者等にお問い合わせ下さい。

（以下略）

（注）　厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表２－③　厚生労働省のホームページにおけるＡＥＤの設置情報を財団へ登録することについての周知、要請状況

いざという時、きちんと使えるように
日頃からAEDを点検しましょう！

いざという時に、ＡＥＤ(自動体外式除細動器)がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

［日常点検での確認事項］

インジケーターの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。
日常点検する際には、インジケーターの表示を確認し、記録しておきましょう。

＊AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。
表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

＊製造・販売会社から提供されます。

［問い合わせ先］

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック(Paramedic) アイパッド(IPAD) シーユー(CU)	日本CUメディカル システム株式会社	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業 株式会社	保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフパック (LIFEPAK)	フィジオコントロール ジャパン株式会社	ライフパックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップス エレクトロニクスジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル 株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
パワーハート G3 HDF－3000	オムロンヘルスケア 株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	http://www.aed.omron.co.jp/

<AEDの設置情報登録のお願い>

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や製造・販売会社からの安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

（参考）AED設置場所検索（一般財団法人日本救急医療財団）
http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm

厚生労働省

厚生労働省　医薬食品局安全対策課　電話：03-5253-1111（代表）内線2751,2758
AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/aed/
ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医薬品・医療機器＞AEDの点検をしていますか

（注）　厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表２－④　ＡＥＤ設置情報の財団への登録の有無

法人が自ら設置又は管理しているＡＥＤの台数			
	うち財団に登録されている台数	うち財団に登録されていない台数	うち財団への登録が不明の台数
528 台（100%）	196 台（37.1%）	294 台（55.7%）	38 台（7.2%）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。

図表２－⑤　ＡＥＤ設置情報が財団に登録されていない理由

ＡＥＤ設置情報が財団に登録されていない台数：294 台	回答数：延べ 312 台（複数回答）
（理由）	
○　登録の必要性を認識していなかった	154 台（49.4%）
○　一般市民が使用（操作）することを想定していない	63 台（20.2%）
○　上部機関からの指示がなかった	15 台（ 4.8%）
○　登録手続を失念していた	14 台（ 4.5%）
○　前任者からの引継がなかった	11 台（ 3.5%）
○　一般市民への使用を想定していない	4 台（ 1.3%）
○　その他の理由	51 台（16.3%）

（注）1　当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は未登録台数（294 台）と一致しない。
2　その他の理由は、「メーカーが登録申請していなかった」、「設置している複数のＡＥＤのうち１台のみ登録すれば良いと思っていた。」などである。

図表２－⑥　ＡＥＤ設置情報の公表の有無

法人が自ら設置又は管理しているＡＥＤの台数		
	うち公表されている台数	うち公表されていない台数
517 台（100%）	254 台（49.1%）	263 台（50.9%）

（注）　1　当局の調査結果に基づき作成。
2　法人が自ら設置又は管理しているＡＥＤ528 台のうち、一般市民への使用を想定していない 11 台を除く。
3　ＡＥＤ設置情報の公表方法は、自機関又は上部機関のホームページ、自機関の広報誌等及びその他の方法によるものである。

図表２－⑦　ＡＥＤ設置情報が公表されていない理由

ＡＥＤ設置情報が公表されていない台数：263 台	回答数：延べ 305 台（複数回答）
（理由）	
○　公表について検討していなかった	164 台（53.8%）
○　一般市民が使用（操作）することを想定していない	69 台（22.6%）
○　上部機関からの指示がなかった	49 台（16.1%）
○　前任者からの引継がなかった	3 台（ 1.0%）
○　その他の理由	20 台（ 6.6%）

（注）　1　当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は未公表台数（263 台）と一致しない。
2　（　）内の構成比については、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。
3　その他の理由は、「設置後間もないため」、「今後公表する予定」などである。

３　ＡＥＤの維持管理状況

調査結果等	説明図表番号
【制度の概要、調査の目的等】 　ＡＥＤは、 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な維持管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。 　厚生労働省は、各府省庁等に対して、平成 21 年通知を発出し、国の行政機関等が設置、管理するＡＥＤについて適切な管理等を徹底すること及び所管する関係団体に対して当該通知の内容について周知することを要請している（注）。 （注）　厚生労働省は、平成 21 年通知の発出以降も一部のＡＥＤの維持管理が適切に行われていない実態について総務省から指摘（「ＡＥＤの設置拡大、適切な管理等について（あっせん）」（平成 25 年３月 26 日付け総評相第 64 号））を受けたことなどから、各府省等に対して、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年９月 27 日付け厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知。以下「平成 25 年通知」という。）を発出し、国の行政機関等が設置、管理するＡＥＤについて適切な管理等の徹底を再度要請している。	
また、厚生労働省は、平成 21 年通知の添付文書において、ＡＥＤの設置者等（ＡＥＤの設置、管理について責任を有する者、施設の管理者等）はＡＥＤの点検担当者を配置し、日常点検を実施させるよう求めており、点検担当者は、ＡＥＤの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいとされている。厚生労働省は、同省のホームページ上においても、「ＡＥＤの適切な管理等の実施に係るＱ＆Ａ」（平成 21 年４月 16 日）及びＡＥＤの適切な管理等の実施についてまとめた資料により、日常点検の実施等について、周知、要請している。	図表３－① 図表３－② 図表３－③
さらに、ＡＥＤは、氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性があることから、厚生労働省は、ＡＥＤの製造販売業者に対して「寒冷な環境下における自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等について」（平成 26 年 12 月 18 日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）を発出し、ＡＥＤの保管に当たっては、氷点下とならないように保管するなど、製品の保管条件の遵守及び適切な保管方法についてＡＥＤの設置者及び購入者に情報提供するよう通知している。 　このようなことから、ＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等においては、心肺停止者が発生した場合にＡＥＤの性能が発揮できない事態を防ぐため、自ら設置又は管理しているＡＥＤについて、日常点検や寒冷環境対策などの維持管理を適切に実施することが望まれる。	図表３－④

【調査結果】

平成27年５月１日現在、ＡＥＤを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等における日常点検及び寒冷環境対策のＡＥＤの維持管理状況について調査した結果は、以下のとおりである。

(1)　日常点検の実施状況

ア　日常点検の有無

特殊法人、独立行政法人等が設置又は管理している528台のＡＥＤにおける日常点検の実施の有無についてみると、日常点検を実施したとされているものが433台（82.0%）となっている一方で、日常点検が実施されていないものが95台（18.0%）となっている。

図表３－⑤

上記の95台について、日常点検が実施されていない理由をＡＥＤごとにみると、「点検する必要性を認識していなかった」としているものが53台（46.1%）と最も多く、次いで「販売業者や修理業者と保守契約を結んでいる」としているものが21台(18.3%)、「点検の方法が分からない」としているものが12台(10.4%)となっている。

図表３－⑥

イ　日常点検として実施されている点検の頻度

日常点検を実施したとされている433台のＡＥＤについて、その実施頻度をみると、毎日実施されているものが179台（41.3%）となっている一方、月１回実施されているものが101台(23.3%)、週１回実施されているものが50台(11.5%)など、毎日実施されていないものが合計254台（58.7%）となっている。

図表３－⑦

ウ　点検担当者の配置状況等

(ｱ) 点検担当者の配置状況

特殊法人、独立行政法人等が設置又は管理している528台のＡＥＤにおける日常点検の担当者の配置状況についてみると、担当者が配置されているものが377台（71.4%）となっている一方で、担当者が配置されていないものが151台（28.6%）となっている。

図表３－⑧

上記の151台について、担当者が配置されていない理由をＡＥＤごとにみると、「点検担当者を配置する必要性について認識していなかった」としているものが56台（35.9%）と最も多く、次いで「点検する必要性を認識していなかった」としているものが30台（19.2%）、「自機関の職員以外の者が点検を実施している」としているものが23台（14.7%）となっている。

図表３－⑨

(ｲ) 点検担当者の講習受講状況

点検担当者が配置されているＡＥＤ377台の点検実施状況をみると、ＡＥＤの使用に関する講習を受講している点検担当者により点検が行われているものが334台（88.6%）となっている一方で、講習を受講していない点検担当者により点検が行われているものが、43台（11.4%）となっている。

図表３－⑩

(2)　ＡＥＤの設置環境 　特殊法人、独立行政法人等が設置又は管理している 528 台のＡＥＤの設置環境についてみると、氷点下になる恐れのある場所に設置されているものが６台（1.1%）となっている。 　これら６台のＡＥＤについて、寒冷な環境に配慮した対策の実施状況をみると、氷点下となる恐れがある冬期、夜間は別の場所に保管するなど氷点下とならないように保管するための対策が講じられているものが３台となっている一方、特段の対策が講じられていないものが３台となっている。 【課題】 　ＡＥＤの維持管理について、ＡＥＤを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等は、心肺停止者が発生した場合にＡＥＤの性能が発揮できない事態を防ぐ観点から、次の措置を講じることが課題となっている。 ①　日常点検が実施されていないＡＥＤについて、点検を実施すること。また、日常点検の実施に当たっては、ＡＥＤが設置されている施設の開所日全てに点検を励行すること。 ②　日常点検の実施頻度が月１回となっているなど、毎日点検が実施されていないＡＥＤについて、施設の開所日全てに点検を励行すること。 ③　点検担当者が配置されていないＡＥＤについて、点検担当者を配置すること。また、ＡＥＤの使用に関する講習を受講していない者が日常点検の担当者となっているものについて、当該担当者にＡＥＤの使用に関する講習を受講させること。 ④　氷点下になる恐れのある場所に設置されているＡＥＤについて、寒冷な環境に配慮した対策を講ずること。	 図表３－⑪ 図表３－⑫

図表３－①　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」（注意喚起及び関係団体への周知依頼）（平成 21 年４月 16 日付け医政発 0416001 号薬食発 0416001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

別紙　ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について

１．点検担当者の配置について

ＡＥＤの設置者（ＡＥＤの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したＡＥＤの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、ＡＥＤの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

２．点検担当者の役割等について

ＡＥＤの点検担当者は、ＡＥＤの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

１）日常点検の実施

ＡＥＤ本体のインジケータのランプの色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造　販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

２）表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するＡＥＤについては、販売時に製造販売業者等が必要事項 を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

３）消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、ＡＥＤに取り付けて下さい。

（以下略）

（注）　下線は当局が付した。

図表３－②　ＡＥＤの適切な管理等の実施に係るＱ＆Ａ（平成 21 年４月 16 日）（抜粋）

・　点検担当者の役割と配置について

Ｑ１　ＡＥＤの点検担当者は、どのようなことを行うのですか。

Ａ　　一つめは、日常点検としてインジケータ（ＡＥＤが正常かどうかを示すランプや画面）によりＡＥＤが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すことです。（日常点検については、Ｑ７～Q13 をご参照下さい。）　二つめは、消耗品の管理として、ＡＥＤに取り付けられている 電極パッドやバッテリの交換時期（使用期限等）を把握し、期限切れになる前に交換することです。（消耗品の管理については、Q20～Q24 をご参照下さい。）

Ｑ２　点検担当者の人数の目安はありますか。また、設置者が点検担当者となることはできますか。

Ａ　　ＡＥＤが設置されている施設の規模や範囲、その台数等に応じて、点検を日常的に、実施することが可能と考えられる人員を配置することが望ましいです 。また、点検担当者を当番制とし、複数人の配置を行なうことでも差し支えありません。

　なお、設置台数等から考えて、設置者自らが点検を行うことが可能と判断される場合は、設置者が点検担当者となっても差し支えありません。

Ｑ３　点検担当者に資格は必要ですか。

Ａ　　設置者が上記の日常点検等を適切に実施できると認める方であれば、特に資格は必要としません。しかし、ＡＥＤの使用等に関する講習を受講していることが望ましいです。

（略）

・　日常点検について

Ｑ７　なぜ、インジケータを確認しなければならないのですか。

Ａ　　ＡＥＤは自己診断機能を有しています。本体の機能チェックが自動的に行なわれ、問題を認めた場合には、インジケータのランプの色や画面の表示によりその異常を知らせてくれます。そのため、点検担当者がインジケータを確認し、正常に使用可能な状態であることを点検する必要があります。

　万が一、インジケータが異常を示している場合には、取扱説明書に従って対処し、必要に応じて販売業者等に点検や修理を依頼して下さい。

（略）

Ｑ９　インジケータの確認は、毎日、行わなければなりませんか。

Ａ　　ＡＥＤは本体にプログラムされた自己診断機能により、毎日、毎週、毎月のサイクルで機能チェックを行なっていますので、点検担当者は、取扱説明書に従い日常的に、その結果を確認して下さい。

　ただし、設置された施設や事業所の休日などで、ＡＥＤを使用しないことが明らかな時には、点検を実施しなくても構いません。設置場所などを十分考慮の上、適切に点検を行なって下さい。

・　点検記録について

Q10　どのような内容を記録するのですか。

Ａ　日常点検の結果として、インジケータのランプの色や画面の表示等により使用可能な状態であるか等を記載する（例えば、丸印を付けるなど）のみで十分です。

　なお、電極パッドやバッテリの交換時期については、点検記録に記載する必要はありませんが、常に時期を把握しておいて下さい。

Q11　点検記録には、決められた様式などがありますか。

Ａ　　決められたものはありませんので、設置者又は点検担当者の方がご自身で作成していただいて結構です。例えば、カレンダーに丸印を記入するのみでもよいです。

　なお、販売業者等が点検記録表を提供しますので、それらをご活用いただくことも可能です。

Q12　点検記録は、どの程度保管しなければなりませんか。

Ａ　　点検記録の保管期間については、とくに規定していません。ＡＥＤを使用する際、そのＡＥＤが正常状態であったことがわかるように、直近の１ヶ月程度を目安に記録を保管することが望ましいです。

・　表示ラベルについて

Q14　表示ラベルとは何ですか。

A　　点検担当者が電極パッドやバッテリの管理を円滑に行うために、必要な情報（交換時期や使用期限等）が記載されたものです。ＡＥＤ本体又は収納ボックス等に、必ず取り付け又は貼り付けて下さい。

　　なお、今後、新規にＡＥＤを購入した場合には、販売業者等により消耗品の交換時期を記載した表示ラベルが取り付けられた状態で納品又は設置されます。

Q15　すでに設置されているＡＥＤにも表示ラベルが必要ですか。

A　　すべてのＡＥＤに必要です。すでに設置されているＡＥＤについては、販売業者等が把握している販売先の記録に基づいて、購入者もしくは設置者宛に表示ラベルと電極パッドやバッテリの交換時期に関する情報等が届けられます。点検担当者は、表示ラベルに交換時期等の必要事項を書き込み、お手持ちのＡＥＤに取り付け又は貼り付けて下さい。

　なお、表示ラベルは、準備が出来次第、提供されることとなっております。周囲のＡＥＤに表示ラベルが取り付けられた後も表示ラベルが提供されない場合には、お手持ちのＡＥＤの販売業者等にお問い合わせ下さい。

Q16　表示ラベルの取付け位置はどこがよいのですか。

A　　通常設置された状態で表示ラベルに記載された電極パッドやバッテリの交換時期等の情報が確認できるように、配慮する必要があります。とくに 収納ボックス内に設置しているＡＥＤに表示ラベルを取り付ける場合には、ボックスの扉を開けることなく、記載内容が確認できるように 、取り付け位置に注意して下さい。

　　また、表示ラベルによりインジケータが隠れることのないように注意して下さい。詳しくは販売業者等にお問い合わせ下さい。

（以下略）

（注）　厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表３－③　厚生労働省のホームページにおける日常点検を励行することについての周知、要請状況（抜粋）

いざという時、きちんと使えるように
日頃からAEDを点検しましょう！

いざという時に、ＡＥＤ(自動体外式除細動器)がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

[日常点検での確認事項]

インジケーターの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。
日常点検する際には、インジケーターの表示を確認し、記録しておきましょう。

＊AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。
表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

＊製造・販売会社から提供されます。

（略）

AED の点検、ここがポイント！

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。
うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。
点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

（以下略）

（注）　厚生労働省のホームページによる。下線は当局が付した。

図表３－④　「寒冷な環境下における自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等について」（平成 26 年 12 月 18 日付け薬食安発 1218 第１号別記代表者宛て厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）

　自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年９月 27 日付け医政発第 0927 第６号、薬食発 0927 第１号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）により、適切な維持管理について周知徹底をお願いしているところです。

　ＡＥＤについては、気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、ＡＥＤが正しく作動しない可能性が指摘されています。

　ついては、貴社が製造販売するＡＥＤについて、ＡＥＤの設置者・購入者に対して、ＡＥＤの保管に当たっては、氷点下とならないように保管するなど、製品の保管条件の遵守および適切な保管方法について、特に寒冷地については直ちに情報提供するようお願いいたします。

＜別記＞

　旭化成ゾールメディカル株式会社、オムロンヘルスケア株式会社、株式会社ＣＵ　日本光電工業株式会社、フィジオコントロールジャパン株式会社　、株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン

（注）　下線は当局が付した。

図表３－⑤　日常点検の実施の有無

法人が自ら設置又は管理しているＡＥＤの台数	うち日常点検を実施したとされているもの	うち日常点検が実施されていないもの
528 台（100％）	433 台（82.0％）	95 台（18.0％）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。

図表３－⑥　日常点検が実施されていない理由

ＡＥＤの日常点検が実施されていない台数 : 95 台	回答数 : 延べ 115 台（複数回答）
（理由）	
○　日常点検の必要性を認識していなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53 台（46.1％）
○　販売業者や修理業者と保守契約を結んでいる　・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21 台（18.3％）
○　点検の方法が分からない　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 台（10.4％）
○　これまでに使用実績がない　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 台（ 8.7％）
○　前任者からの引継がなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 台（ 4.3％）
○　上部機関からの指示がなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 台（ 1.7％）
○　以前は点検を実施していたが、長期間異常がないため、現在は未実施　・・・・	1 台（ 0.9％）
○　その他の理由　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11 台（ 9.6％）

（注）1　当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は日常点検を実施していない台数（95 台）と一致しない。
　　2　その他の理由は、「消耗品の定期交換に併せて実施している」、「消耗品の交換時期に、業者に連絡して消耗品の交換と点検を実施している」、「レンタルで設置しているため、日常点検は不要と考えていた」などである。

図表３－⑦　日常点検として実施されている点検の頻度

日常点検を実施したとされているＡＥＤの台数	点検の実施頻度					
	毎日	隔日	週１回	月１回	年１回	その他
433 台 （100％）	179 台 （41.3％）	10 台 （2.3％）	50 台 （11.5％）	101 台 （23.3％）	41 台 （9.5％）	52 台 （12.0％）

（注）1　当局の調査結果に基づき作成。なお、（　）内の構成比については、小数点第２位を四捨五入しているため、各構成比を合計した数値は 100 にならない。
　　2　その他の頻度は、「保守センターから連絡があった時」、「不定期」、「リモート監視システムから異常メールがあった時」、「年数回」などである。

図表３－⑧　日常点検の担当者の配置状況

法人が自ら設置又は管理しているＡＥＤの台数	うち点検担当者が配置されているもの	うち点検担当者が配置されていないもの
528 台（100％）	377 台（71.4％）	151 台（28.6％）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。

図表３－⑨　日常点検の担当者が配置されていない理由

日常点検の担当者が配置されていない台数：151 台	回答数：延べ 156 台（複数回答）
（理由）	
○　点検担当者を配置する必要性について認識していなかった　・・・・・・・・・・	56 台（35.9％）
○　点検する必要性を認識していなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30 台（19.2％）
○　自機関の職員以外の者が点検を実施している　・・・・・・・・・・・・・・・・	23 台（14.7％）
○　上部機関からの指示がなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 台（ 1.9％）
○　前任者からの引継ぎがなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 台（ 1.9％）
○　その他の理由　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41 台（26.3％）

（注）１　当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は日常点検の担当者を配置していない台数（151 台）と一致しない。また、（　）内の構成比については、小数点第２位を四捨五入しているため、各構成比を合計した数値は 100 にならない。
　２　その他の理由は、「保守管理業者が遠隔で点検している」、「リースにより設置している」、「警備員が巡回の際に点検している」などである。

図表３－⑩　日常点検の担当者のＡＥＤの使用に関する講習の受講状況

日常点検の担当者が配置されているＡＥＤの台数	うち講習を受講している担当者が点検を実施しているもの	うち講習を受講していない担当者が点検を実施しているもの
377 台（100％）	334 台（88.6％）	43 台（11.4％）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。

図表３－⑪　ＡＥＤの設置環境

法人が自ら設置又は管理しているＡＥＤの台数	うち氷点下になる恐れのある場所に設置されているもの
528 台（100％）	6 台 （1.1％）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。

図表３－⑫　氷点下になる恐れのある場合の対策の実施状況

氷点下になる恐れのある場所に設置されているＡＥＤの台数	冬期、夜間は別の場所に保管	保護材等を使用して保温	特段の対策を講じていない
６台	２台	１台	３台

（注）　当局の調査結果に基づき作成。

４　職員に対する講習の実施状況

調査結果等	説明図表番号
【制度の概要、調査の目的等】 　ガイドラインでは、教育と訓練によりＡＥＤを使用できる人材を増やすことの重要性が示されており、ＡＥＤの設置施設関係者は、より高い頻度でＡＥＤを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、ＡＥＤを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要とされている。それ以外の一般市民についても、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がＡＥＤの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要があるとされている。	図表４－①
ＡＥＤの使用に関する講習（以下「講習」という。）の頻度については、厚生労働省が平成 24 年９月 21 日に、各都道府県知事宛ての「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成 16 年７月１日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知。平成 24 年９月 21 日改正）により通知している。この通知では、一定の頻度で心停止者に対応することが期待、想定される者及び一般市民を対象とした講習については、おおむね２年の間隔で定期的に実施されることが望ましいとされている。	図表４－②
また、総務省消防庁が都道府県知事宛てに通知している「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱」（平成５年５月 30 日付け消防庁次長通知）では、一般市民を対象とした普通救命講習は、２年から３年間隔で定期的に実施することとされている。 　このようなことから、ＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等の機関においても、緊急時に職員がＡＥＤの使用による心肺蘇生法を実践できるようにするために、職員を対象とした講習が定期的に実施されることが望まれる。 **【調査結果】** 　平成 27 年５月１日現在、自らＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等 113 機関について、その施設における職員に対する講習の実施の有無を調査した結果は、以下のとおりである。 **○　ＡＥＤを自ら設置又は管理している機関の施設における講習の実施の有無**	図表４－③
ＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等 113 機関のうち、直近３年間（平成 24 年度から 26 年度までの間）に、全ての施設において職員を対象とした講習を実施しているものが 84 機関（74.3％）ある一方で、ⅰ）一部の施設において講習を実施していないものが８機関（7.1％）、ⅱ）全ての施設において講習を実施していないものが 21 機関（18.6％）となっており、合計 29 機関（25.7％）が自機関の一部又は全ての施設で講習を定期的に実施していない。	図表４－④
上記ⅰ）及びⅱ）の 29 機関について、自機関の一部又は全ての施設で定期的に講習を実施していない理由を機関ごとにみると、「過去に実施したことがあるため不要と判断した」としているものが６機関（17.1％）と最も多く、次いで「上部機関からの指示がなかった」としているもの及び「業務多忙により職員の日程調整ができない」としているものがそれぞれ５機関（14.3％）となっている。	図表４－⑤

【課題】 　講習の実施に関して、ＡＥＤを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等は、多くの職員が緊急時にＡＥＤの使用による心肺蘇生法を実践できるようにする観点から、職員を対象とした講習を直近３年間に実施していない施設がある機関について、できるだけ多くの職員が講習を受講する機会を設けることが課題となっている。	

図表４－①　「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」（平成 25 年９月９日一般財団法人日本救急医療財団）（抜粋）

（略）

６　ＡＥＤの使用の教育・訓練の重要性

ＡＥＤの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたＡＥＤを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのＡＥＤの設置場所を周知させる努力も欠かせない 。

そして、教育と訓練によりＡＥＤを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、ＡＥＤがあったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている。ＡＥＤを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、ＡＥＤを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、ＡＥＤ設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1)　ＡＥＤ設置施設関係者に対する教育と訓練

ＡＥＤ設置施設関係者は、より高い頻度でＡＥＤを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのＡＥＤ設置場所を把握しておくとともに、ＡＥＤを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておく必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる 。

(2)　それ以外の一般市民に対する教育と訓練

ＡＥＤ設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がＡＥＤの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とＡＥＤによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とＡＥＤの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とＡＥＤの使い方を習得できることが示されている。中でも、ＡＥＤが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、ＡＥＤを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とＡＥＤの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。

（以下略）

（注）　下線は当局が付した。

図表４－②　「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成 16 年７月１日付け医政発第 0701001 号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成 24 年９月 21 日改正）（抜粋）

（略）

３　一般市民を対象とした講習

ＡＥＤの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてＡＥＤを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講義の内容及び時間数については、別添１によることが適当であること。

なお、講習の受講に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にＡＥＤの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるＡＥＤの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね３時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

（略）

別添１　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用する非医療従事者（一般市民）に対する講習

【一般目標】

１　救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する

２　効果的な心肺蘇生が実施できる

３　正しくＡＥＤを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例（分）
イントロダクション	コースの概説 救命の連鎖の重要性	救命の連鎖（心停止の予防を含む）の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	15
心肺蘇生（実技）	反応の確認、通報、呼吸の確認	反応の確認、早期通報、呼吸の確認（死戦期呼吸含む）が実施できる	10
	胸骨圧迫（心臓マッサージ）	有効な胸骨圧迫が実施できる	15
	気道の確保と人工呼吸	気道の確保と人工呼吸が実施できる	15
	シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩			15
ＡＥＤの使用（実技）	ＡＥＤの使用方法（ビデオあるいはデモ）	ＡＥＤの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
	指導者による使用方法の実際の呈示	ＡＥＤの使用方法と注意点を理解する	10
	ＡＥＤの実技	シナリオに対応して、安全にＡＥＤを使用できる	35
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やＡＥＤが実施できる	45
講習時間計（例）			180

【留意事項】

○　講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。

○　心肺蘇生とＡＥＤ使用方法のシナリオは小児（乳児を除く）への対応が包括されること。

○　概ね２年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。

○　効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については５：１以内が望ましいこと。

○　効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については 10：１以内が望ましいこと。

○　講習時間については、講習目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。

（以下略）

（注）　下線は当局が付した。

図表４－③　「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成５年３月30日付け消防救第41号都道府県知事宛て消防庁次長通知）（抜粋）

（略）

４　住民に対する普及講習の種類

（1）　住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表１、別表１の２、別表１の３及び別表２のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目	
普通救命講習	Ⅰ	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	Ⅱ	心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	Ⅲ	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

（2）　住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びＡＥＤの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表３のとおりとする。

（略）

別表１　普通救命講習Ｉ

１ 到達目標	１ 心肺蘇生法（主に成人を対象 ）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２ 自動体外式除細器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３ 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２ 標準的な実施要領	１ 講習については、実習を主体とする。 ２ １クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 ３ 訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。 ４ 指導者１名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む ）等	15
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				180

備考	１ ２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２ e-ラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。

（別表１の２（普通救命講習Ⅱ）及び別表１の３（普通救命講習Ⅲ）は略）

別表３　救命入門コース

<table>
<tr><td>１ 到達目標</td><td>１ 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。
２ 自動体外式除細器（ＡＥＤ）を使用できる。</td></tr>
<tr><td>２ 標準的な実施要領</td><td>１ 講習については、実習を主体とする。
２ 訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。
３ 指導者１名に対して受講者は 10 名以内とすることが望ましい。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">項目</th><th>細目</th><th>時間（分）</th></tr>
<tr><td colspan="3">応急手当の重要性</td><td>応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む ）等</td><td rowspan="10">90</td></tr>
<tr><td rowspan="8">救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）</td><td rowspan="8">心肺蘇生法</td><td rowspan="5">基本的心肺蘇生法（実技）</td><td>反応の確認、通報</td></tr>
<tr><td>胸骨圧迫要領</td></tr>
<tr><td>気道確保要領(呈示又は体験)</td></tr>
<tr><td>口対口人工呼吸法(呈示又は体験)</td></tr>
<tr><td>シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ＡＥＤの使用法</td><td>ＡＥＤの使用方法（口頭又はビデオ等）</td></tr>
<tr><td>指導者による使用法の呈示</td></tr>
<tr><td>ＡＥＤの実技要領</td></tr>
<tr><td colspan="4">合計時間</td></tr>
</table>

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。

（以下略）

（注）　下線は当局が付した。

図表４－④　直近３年間の職員を対象とした講習実施の有無

ＡＥＤを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等の機関数	全ての施設において講習を実施している機関数	一部の施設において講習を実施していない機関数	全ての施設において講習を実施していない機関数
113 機関(100%)	84 機関(74.3%)	8 機関(7.1%)	21 機関(18.6%)

（注）　当局の調査結果に基づき作成。

図表４－⑤　職員を対象とした講習を実施していない理由

職員を対象とした講習を実施していない機関数：29 機関　　　回答数：延べ 35 機関（複数回答）

（理由）

○　過去に実施したことがあるため不要と判断した　・・・・・・・・・・・・・・・・・　6 機関（17.1%）
○　上部機関からの指示がなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 機関（14.3%）
○　業務多忙により職員の日程調整ができない　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5 機関（14.3%）
○　職員数が少なく業務に支障があるため、受講機会を確保できない　・・・・・・・　3 機関（ 8.6%）
○　講習の必要性を認識していなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2 機関（ 5.7%）
○　前任者からの引継ぎがなかった　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2 機関（ 5.7%）
○　警備員や施設管理者等特定の者が操作することになっている　・・・・・・・・　2 機関（ 5.7%）
○　講習の実施方法が分からない　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1 機関（ 2.9%）
○　その他の理由　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9 機関（25.7%）

（注）１　当局の調査結果に基づき作成。なお、複数回答のため、合計数は未実施機関数（29 機関）と一致しない。
２　「その他の理由」の主なものとしては、「ＡＥＤを設置して間もないことから今後検討」、「講習に代えてＡＥＤ取扱ＤＶＤを視聴」、「未受講者には外部講習会の情報提供を行っている」などがある。

５　厚生労働省からのＡＥＤの管理に関する通知内容の把握状況

調査結果等	説明図表番号
【制度の概要、調査の目的等】 　ＡＥＤの設置、管理等については、法的な根拠や基準がないため、現状では、厚生労働省が各府省等に通知している平成 21 年通知及び平成 25 年通知並びに同省が公表しているガイドライン（以下「ガイドライン等３通知」という。）で示されている内容がＡＥＤを適切に管理する上での具体的な指針、基準となる。 　厚生労働省は、平成 21 年通知及び平成 25 年通知について、同省のホームページで公表し、ＡＥＤの設置情報の登録・公開、日常点検などを通じたＡＥＤの適切な維持管理等の徹底を要請するとともに、ガイドラインについても、同省ホームページで公表し、ＡＥＤの設置施設関係者がＡＥＤを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受ける必要があることなどを周知している。 　このようなことから、ＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等がガイドライン等３通知の内容を把握、理解し、ＡＥＤ設置情報の登録・公開、維持管理及び職員に対する講習を適切に実施することが望まれる。	図表５－① 図表５－② 図表５－③
【調査結果】 　平成 27 年５月１日現在、自らＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等 113 機関について、その施設におけるガイドライン等３通知の内容の把握状況を調査した結果は、以下のとおりである。 ①　平成 21 年通知内容の把握状況 　113 機関のうち、全ての施設が平成 21 年通知について承知していたものが 58 機関（51.3%）、一部の施設が平成 21 年通知について承知していなかったものが４機関（3.5%）、全ての施設が平成 21 年通知について承知していなかったものが 51 機関（45.1%）となっている。 ②　平成 25 年通知内容の把握状況 　113 機関のうち、全ての施設が平成 25 年通知について承知していたものが 55 機関（48.7%）、一部の施設が平成 25 年通知について承知していなかったものが３機関（2.7%）、全ての施設が平成 25 年通知について承知していなかったものが 55 機関（48.7%）となっている。 ③　ガイドラインの内容の把握状況 　113 機関のうち、全ての施設がガイドラインについて承知していたものが 55 機関（48.7%）、一部の施設がガイドラインについて承知していなかったものが３機関（2.7%）、全ての施設がガイドラインについて承知していなかったものが 55 機関（48.7%）となっている。	図表５－④ 図表５－⑤ 図表５－⑥
【課題】 　ＡＥＤを自ら設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等は、ガイドライン等３通知で示されている内容を把握、理解し、ＡＥＤ設置情報の登録・公開、日常点検などによるＡＥＤの適切な維持管理、職員に対する講習の定期的な実施等について積極的に取り組むことが課題となっている。	

図表５－①　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年４月 16 日付け医政発 0416002 号薬食発 0416002 号関係省庁等宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

医政発0416002号
薬食発0416002号
平成21年４月16日

関係省庁等　あて

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、平成１６年７月１日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてＡＥＤが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にＡＥＤの適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、ＡＥＤの適切な管理等について、ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施するＡＥＤの使用に関する講習会においても、ＡＥＤの適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めたＡＥＤの適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

（関係省庁等の宛名）
内閣官房内閣総務官、内閣法制局総務主幹、人事院事務総局総括審議官、内閣府大臣官房長、宮内庁長官官房審議官、公正取引委員会事務総局官房総括審議官、警察庁長官官房長、金融庁総務企画局長、総務省大臣官房長、公害等調整委員会事務局長、消防庁次長　　、法務省大臣官房長、公安調査庁総務部長、最高検察庁総務部長、外務省大臣官房長、財務省大臣官房長、国税庁次長、文部科学省大臣官房長、文化庁次長、社会保険庁総務部長、中央労働委員会事務局長、農林水産省大臣官房長、林野庁次長、水産庁次長、経済産業省大臣官房長、資源エネルギー庁次長、特許庁総務部長、中小企業庁次長、国土交通省大臣官房長、観光庁次長、気象庁総務部長、運輸安全委員会事務局長、海上保安庁総務部長、環境省大臣官房長、防衛省大臣官房長、会計検査院事務総局次、長最高裁判所事務総局経理局長、衆議院事務局庶務部長、参議院事務局庶務部長、国立国会図書館総務部長

（別添は略）

図表５－②　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年９月 27 日付け医政発 0927 第７号薬食発 0927 第２号関係省庁等宛て厚生労働省医政局長、医薬食品局長通知）（抜粋）

医政発0927第７号
薬食発0927第２号
平成25年９月27日

関係省庁等　あて

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）

標記については、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年４月 16 日付け医政発第 0416002 号、薬食発第 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21 年通知」という。）により、ＡＥＤが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。以下同じ。）等で設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底をお願いしているところです。

今般、各都道府県知事に対し、管内に設置されているＡＥＤについて、管理者が維持管理の方法を十分に理解して日頃から意識するとともに、製造販売業者等が提供する維持管理の各種サービスの活用も検討するよう、別添写しのとおり通知したので、御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎等で設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の再度の徹底をお願いいたします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対し、その関係団体及び会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう、この通知の内容を再度周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

（別添写しは略）

（注）　平成 25 年通知は、平成 21 年通知の際の関係省庁等宛名から「社会保険庁総務部長」を除き、「消費者庁次長」、「復興庁統括官」、「原子力規制庁次長」を加えた宛先に通知

図表５－③　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）」（平成25年９月27日付け医政発0927第８号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

医政発0927第８号
平成25年９月27日

各都道府県知事　あて

厚生労働省医政局長

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適正配置に関するガイドラインについて（通知）

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成16年７月１日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。

ＡＥＤのさらなる普及拡大に当たり、単に設置数を増やすだけでなく、効果的かつ効率的な設置に向けた指針を求める声があったことから、今般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるＡＥＤ使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、別添のとおり「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」が取りまとめられました。

貴職におかれては、このガイドラインを参考にし、ＡＥＤの効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただくようお願いいたします。

（別添は略）

図表５－④　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年４月 16 日付け医政発第 0416002 号ほか）の内容の把握状況

自らＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等の機関数			
	全ての施設が平成 21 年通知の内容を承知していた機関数	一部の施設が平成 21 年通知の内容を承知していなかった機関数	全ての施設が平成21年通知の内容を承知していなかった機関数
113 機関（100%）	58 機関（51.3%）	4 機関（3.5%）	51 機関（45.1%）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。なお、（　）内の構成比については小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計は 100 にならない。

図表５－⑤　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（再周知）」（平成 25 年９月 27 日付け医政発 0927 第６号ほか）の内容の把握状況

自らＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等の機関数			
	全ての施設が平成 25 年通知の内容を承知していた機関数	一部の施設が平成 25 年通知の内容を承知していなかった機関数	全ての施設が平成25年通知の内容を承知していなかった機関数
113 機関（100%）	55 機関（48.7%）	3 機関（2.7%）	55 機関（48.7%）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。なお、（　）内の構成比については小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計は 100 にならない。

図表５－⑥　「ＡＥＤの適正配置に関するガイドライン」（平成 25 年９月９日一般財団法人日本救急医療財団）の内容の把握状況

自らＡＥＤを設置又は管理している特殊法人、独立行政法人等の機関数			
	全ての施設がガイドラインの内容を承知していた機関数	一部の施設がガイドラインの内容を承知していなかった機関数	全ての施設がガイドラインの内容を承知していなかった機関数
113 機関（100%）	55 機関（48.7%）	3 機関（2.7%）	55 機関（48.7%）

（注）　当局の調査結果に基づき作成。なお、（　）内の構成比については小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計は 100 にならない。